

厚生労働大臣の定める掲示事項

1.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2.入院基本料について

一般病棟では、急性期一般入院料（日勤、夜勤あわせて）入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

ハイケアユニット入院病室では、入院患者4人に対して1人以上の看護師を配置し、交代で24時間看護を行っております。

地域包括ケア病棟では、入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

3.入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理の基準を満たしております。

4.DPC 対象病院について

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC 対象病院」となっております。

※医療機関別係数 1.4569

(基礎係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.3066 + 機能評価係数Ⅱ 0.0711 + 救急補正係数 0.0341)

5.明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することいたしました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

6.当院は関東厚生局長に以下の届出を行っております

1) 入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。提供時間の目安は、朝食 7:45・昼食 12:00・夕食 18:00 です。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出 別表1 ご参照ください。

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出 別表2 ご参照ください。

7.保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。なお、衛生材料等の治療（看護）行為およびそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用徴収は、一切行っておりません。

1) 特別療養環境の提供 室料差額ベッドは24時を区切りとして1日単位での料金計算です。（例：1泊2日の場合は2日分）

病棟	使用料(税込 円/日)	病床数	部屋番号
6階西	9,900円	4床	653号室、655号室、656号室、657号室
6階東	8,800円	4床	603号室、605号室、606号室、607号室
5階西	9,900円	4床	552号室、553号室、555号室、556号室
	3,300円	4床	563号室（4床室）
5階東	9,900円	5床	502号室、503号室、505号室、506号室、507号室
4階西	9,900円	5床	452号室、453号室、455号室、456号室、457号室
	9,900円	1床	408号室
4階東	5,500円	2床	420号室（2床室）
	3,300円	4床	413号室（4床室）

2) 設備一覧

病室	使用料(税込 円/日)	設備
個室(1床)	9,900円	電動ベッド、テレビ、冷蔵庫、電話、応接セット、洗面台、トイレ、ロッカー
	8,800円	
2床部屋	5,500円	電動ベッド、テレビ、冷蔵庫、応接セット、洗面台(共用)、トイレ(共用)、ロッカー
4床部屋	3,300円	電動ベッド、テレビ、冷蔵庫、ソファチェア、洗面台(共用)、トイレ(共用)、ロッカー

3) 診断書・証明書料 等

病院所定診断書	一通 2,200 円	一般証明書（18歳未満）	一通 2,200 円
病院所定診断書（交通事故）	一通 6,600 円	一般証明書	一通 3,850 円
生命保険証明書	一通 6,600 円	健康診断書（施設入所のため）	一通 3,850 円
回答書	一通 6,600 円	事務作成による一般証明書	一通 1,100 円
後遺症診断書	一通 6,600 円	二次（精密）検査結果報告書	一通 2,200 円
国民、厚生年金診断書	一通 6,600 円	おむつ証明書	一通 1,650 円
精神障害者手帳用診断書	一通 6,600 円	医学的判定書（A3）	一通 6,600 円
特別障害者手当用診断書	一通 6,600 円	医学的判定書（A4）	一通 4,400 円
自立支援・精神通院用診断書	一通 6,600 円	公費申請用証明書	一通 4,400 円
身体障害者診断書	一通 6,600 円	B型肝炎訴訟に係る書類一式	一通 5,500 円
障害者控除対象者認定に係る診断書	一通 4,400 円	小児科健康診断（問診のみ）	一通 2,200 円
特定疾患診断書（新規）	一通 6,600 円	小児科健康診断（項目複数）	一通 7,480 円
特定疾患診断書（継続）	一通 2,200 円	小児科健康診断（項目複数、血液、心電図）	一通 13,200 円
特定医療費請求書	一通 1,100 円	産業医療補償制度補償請求用診断書	一通 11,000 円
休職・復帰等に係る診断書・意見書	一通 5,500 円	労災アフターケア	一通 4,400 円
死亡診断書	一通 5,500 円		

4) 療養の給付と直接関係ないサービス等費用の徴収 以下の項目について使用量、利用回数に応じた実費負担をお願いしています。

薬剤容器代 1 個につき	55円	紙おむつ 1 枚につき	165円
薬剤容器代 1 個につき	110円	スリッパ 1 足につき	110円

5) 初診・再診に係る費用の徴収

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当院に直接来院した初診の患者さんについては、初診時選定療養費として 7,700 円（税込）を徴収いたします。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

また、再診患者さんの中で病状が安定し、診療所への紹介を受けた患者さんが、かかりつけ医の紹介無しに再度受診された場合、あるいは「かかりつけ医」への紹介を当院より申し出たにも関わらず、引き続き当院にて継続的な診察を希望された場合（紹介状交付の有無に関わらず）につきましては、再診料（外来診療料）のほかに選定療養費として 3,300 円（税込）を徴収いたします。この費用は、病院と診療所の機能分担を推進する観点から、200 床以上の地域医療支援病院に義務付けられております。

6) 時間外診察時に係る費用の徴収

当院は、二次救急輪番制病院として入院を必要とする重症患者さんや緊急性の高い患者さんを対象に診療を行っております。しかしながら、夜間・休日深夜等の時間外外来では、緊急性の低い患者さんも一定数受診されており、本来の目的である重症患者さんへの迅速な対応に支障をきたしている現状があります。このような状態を改善するために、入院を必要とする重症患者さんや緊急処置を要する患者さん以外の方は、保険診療費とは別に「時間外選定療養費」として、7,700 円（税込）を徴収いたします。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、この限りではありません。

7) 入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えると、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、使用料の細目料金に定められている金額（1 日につき 2,783 円）は選定療養費として患者さんの負担となります。

8.特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

当院では、以下のとおりの手術症例数があります。（期間：令和5年1月～令和5年12月）

(1)区分1に分類される手術		(4)区分4に分類される手術	
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	27 件	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	277 件
(2)区分2に分類される手術		(5)その他の区分	
ア 鞣帯断裂形成手術等	4 件	ア 人工関節置換術	75 件
イ 水頭症手術等	16 件	ウ パー-メ-カ-移植術及びパ-メ-カ-交換術	36 件
工 尿道形成手術等	10 件	才 経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞)	11 件
力 肝切除等	7 件	経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症)	15 件
(3)区分3に分類される手術		経皮的冠動脈ステント留置術(その他)	72 件
ア 上顎骨形成術等	2 件	経皮的冠動脈形成術	4 件
力 食道切除再建術等	1 件		

9.退院支援地域連携業務担当

専任の職員を配置しており、担当者は各病棟へ掲示しております。

10.その他

1) オンライン資格確認を行う体制について

当院では、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有しており、患者さんがオンライン資格確認利用時に、薬剤情報や特定健診情報の取得・活用にご同意いただけた場合に、その情報を取得・活用のうえ診療いたします。これにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。

2) 透析患者さんの下肢末梢動脈疾患に対する取組みについて

当院では慢性維持透析を行っている患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意をいただいたうえで、連携医療機関へ紹介させていただいております。

下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関：東海大学医学部付属病院

3) 当院では医療従事者等の負担軽減のために次の取組みを行っています

- 適正な医師数の確保
- 平均当直回数の減少
- 当直明けの取得増
- 院内保育所の利用促進
- 医局運営諸業務の移管
- 平均超過勤務時間の短縮
- 地域医療連携の推進
- 医師とコメディカルの役割分担推進

4) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）ならびに一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、後発医薬品のある医薬品については一般名処方（特定の医薬品を指定するのではなく、医薬品の有効成分名で処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方を行うことで、医薬品の供給不足等が発生した場合にも、患者さんに必要な医薬品の供給がしやすくなります。その他にも、医薬品の処方変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備して、医薬品の安定供給に向けた取組を実施しています。なお、状況によっては、患者さんへ処方する薬剤が変更となる可能性がございます。ご不明点などは医師・薬剤師へご相談ください。

5) 栄養サポートチームによる診療について

当院では医師、看護師、管理栄養士、薬剤師等の多職種で構成された栄養サポートチームが定期的にカンファレンス・回診を行い、栄養状態に問題がある患者さんや栄養障害になる可能性がある患者さんに対して適切な栄養管理サポートを行います。

6) 入退院支援について

当院では、患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携を推進し退院の支援を実施しております。

7) 患者の相談窓口（患者サポート体制充実加算）について

当院では、患者さんからのあらゆる相談に幅広く対応するための医療相談窓口を設置しております。看護師、医療ソーシャルワーカーがお話を伺いし、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連絡を取り合い、問題解決に向けて対応させていただきます。ご相談は、患者さん、ご家族等どなたでも可能です。また相談されたことにより不利益を受けることはなく、プライバシーの保護を遵守します。相談は無料です。

8) 医師事務作業補助体制加算について

当院では勤務医の負担軽減及び待遇改善として、医師事務作業補助者の外来診療補助や他職種との業務分担に取り組んでいます。

9) 外来腫瘍化学療法診療料について

当院は、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を設けています。また、急変時等の緊急時には、各専門領域との迅速な連携によるチーム医療での対応を行い、必要な医療提供や入院加療が行える体制を整えております。なお、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性については、他職種により構成されるがん化学療法検討委員会において評価、承認をしています。

10) 総合相談における患者等に対する支援のために実施している取組

- (1) 総合相談室に寄せられた提言等を受け、各部署責任者と協力し問題解決にあたる。
- (2) 患者の症状を聞き取り診療科を提案。
- (3) 患者・家族または医療者からの依頼による医師からの説明（IC）への同席。
- (4) 患者・家族との面接、電話、文書等による提言等を収集するとともに集計・分析を行う。
- (5) 患者・家族に対し、総合相談室についての広報活動を行う。
- (6) 職員に対し、総合相談室の活動内容の周知・啓発活動を行う。
- (7) 患者支援に係るカンファレンスを週1回程度開催し取り組みの評価を行う。
- (8) 「皆さんからの声」の回答は、1階ホール掲示板に掲示するとともにホームページに掲載する。また、個別に回答希望の方へは電話対応を行う。